

諮問庁：文化庁長官

諮問日：令和3年3月26日（令和3年（行情）諮問第107号）

答申日：令和3年7月8日（令和3年度（行情）答申第144号）

事件名：特定の工事に伴う掘削事故により遊出した温泉の水蒸気により枯れた特定天然記念物の状況が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月17日付け2受文化庁第4617号により文化庁長官（以下「文化庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人の求める記録等情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）内容

ない訳ない。審査請求人の提出した添付書面証拠写真等があるはずである。審査請求人の求める記録等情報の開示を求める。

（2）理由

審査請求人の求める情報は、「特定地域の特定建築物建て替え工事に伴う掘削事故により湧出した温泉の水蒸気により枯れた国の天然記念物である特定植物の状況が分かるすべての情報。」であるが、本件の実情として特定年月日Aに特定岩盤掘削事故により源泉が噴き出し、その上部を土砂・がら等で埋め立てたものの土壌（特定建築物跡地）が液状化することからその噴き出した高温の温泉を排水パイプ等により隣接する沢に廃棄し、その高温の水蒸気により、その沢の範囲として4～5メートルの区域に生息する国の天然記念物である「特定植物」がほぼ全滅の状態になったものである。（添付写真の通り（略））この状況については、文化庁文化財第二課（担当特定個人特定電話番号）に特定植物が半分ほど枯れた特定年月日特定時間Aにその状況を伝える電話をしており、

そのときの回答として「特定市の教育委員会が監督機関であるのでこちらへ通報して後日回答する。」・「在宅ワークでコロナがうつるので出張はできない。」であった。水蒸気が噴き出したまま放置され特定植物がほぼ全滅の状態となった一週間後の特定年月日特定時間Bに再度文化財第二課に通報し現状を確認するよう求めたが、「コロナがうつるから行けない。」等とし終わった。特定年月日特定時間C再度連絡し、一連の対応状況・記録等の情報開示を求めようとするも、「そんな記録はない。」で終わり現在に至る。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、令和3年1月26日付けで請求のあった、本件対象文書である。

本件対象文書につき、文化庁が令和3年2月17日付け2受文庁第4617号により、文書不存在を理由として不開示とした（原処分）ところ、審査請求人から、審査請求人の提出した添付書面証拠写真等があるはずであるとして、審査請求人の求める記録等情報の開示を求める旨の審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

特定県特定市に自生する特定植物自生地は、文化財保護法109条に基づき、特定年月日Bに国の天然記念物として指定されている。また、文化財保護法125条では、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている。

このため、今回の審査請求人が主張するとおり、国の天然記念物である特定植物自生地が枯死している場合（ただし、保存に影響を及ぼす行為の影響が軽微でない場合に限り）、特定市は文化庁への報告義務がある。

一方で、文化庁が行政文書開示請求書を受け付けた令和3年1月28日時点（以下「本件開示請求時点」という。）では、特定市及び特定県では当該自生地の枯死について調査中の状況にあり、文化庁への報告は受けていない。

また、本件開示請求時点は、政府の緊急事態宣言発令期間中であり、出張をして文化庁担当調査官が現地で調査を行うことは困難であり、枯死に関する調査及び調査報告書の作成は行っていない。

このことから、共有フォルダ及び書庫等においても審査請求人の求める文書は保存していない。

また、審査請求人が主張している提出した添付書面証拠写真は、令和3年2月5日に取得したもので、本件開示請求時点では保有していない。

加えて、令和3年1月下旬から、審査請求人から特定植物自生地の枯死

に関して数回電話による情報提供はいただいていたが、ただちに特定県に状況確認の連絡をしており、審査請求人との電話記録の作成は行っていない。

なお、本件審査請求を受け、念のため、執務室の書棚共有ドライブ及び職員用端末の個人フォルダ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書は、確認できなかった。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないため、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求人の求める記録等情報の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁が本件の開示請求書を受け付けた令和3年1月28日時点（本件開示請求時点）では、特定市及び特定県では当該特定植物自生地の枯死について調査中の状況にあり、文化庁は各地方自治体から報告を受けていない。

イ また、本件開示請求時点は、政府の緊急事態宣言発令期間中であり、出張をして文化庁担当調査官が現地で調査を行うことは困難であり、枯死に関する調査及び調査報告書の作成は行っていない。

ウ 令和3年1月下旬から、審査請求人から特定植物自生地の枯死に関して数回電話による情報提供はいただいていたが、直ちに特定県に状況確認の連絡をしており、審査請求人との電話記録の作成は行っていない。

エ 審査請求人は、審査請求人が提出した添付書面証拠写真等があるはずと主張するが、当該証拠写真は、本件開示請求時点以降に提出されたものであり、そのことは、本件の審査請求書に添付されている当該証拠写真に本件開示請求時点以降に撮影したと認められる写真が含まれていることから明らかである。

オ なお、現時点でも特定市から文化財保護法に基づく報告書は提出されていない。

カ 念のため、文化庁内において、改めて執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文化庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文化庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

特定地域の特定建築物建て替え工事に伴う掘削事故により遊出した温泉の水蒸気により枯れた国の天然記念物である特定植物の状況が分かるすべての情報。